

まず1票
そこから未来が
動き出す

7月10日は

参議院議員通常選挙の投票日です



投票

日時／7月10日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所

※別表の投票所一覧のとおり。

開票

日時／7月10日(日) 午後9時～

場所／旭市総合体育館

あなたの政治に対する考えを
国政に反映させる大切な選挙です。
棄権せず自分の判断で投票しましょう。

旭農高で行われた模擬投票の様子

投票できる人

次の要件のいずれかを満たしている人が投票できます。

- ①平成10年7月11日以前に生まれ、日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる
- ②平成10年7月11日以前に生まれ、日本国籍を有し、今年の3月21日までに旭市に転入の届け出をして、引き続き3か月以上住んでいる

投票所の入場券

入場券は、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離して記載された投票所へ持参してください。

入場券の裏面は、期日前投票の際に記載する「宣誓書」です（投票日当日に投票する場合は、

記載の必要はありません。紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている人」であれば投票できますので、投票の際に係員に申し出てください。

投票の順番と方法

- ①参議院千葉県選出議員選挙／候補者の氏名を書いて投票。
- ②参議院比例代表選出議員選挙／候補者の氏名または政党名を書いて投票。

選挙公報の 新聞折り込み

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで配布するほか、市役所などの市の施設に備えます。「新聞を取っていない

い「施設に取りに行く手段がない」など、選挙公報を手にする事ができない場合は、郵送しますので連絡してください。

投票日に投票所に行けない人は期日前投票を

投票日当日に冠婚葬祭、仕事、レジャーなどで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

場所・期間／●市役所本庁・7月9日(土)まで ●海上支所、飯岡支所、干潟支所…7月4日(月)～9日(土)

時間／午前8時30分～午後8時
※期日前投票は、住んでいる地域にかかわらず、いずれの場所でも投票ができます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人

【別表】投票所一覧

投票区	投票所	投票区域
1	旭中央病院東体育館	網戸区
2	旭市立中央小学校体育館	塚前区、街道区、田町区、仲町区、新町区、新田区、東町区、瀬道区、十日市場岡区
3	旭市保健センター	宿天神区、袋区
4	旭市青年の家体育館	新川区、馬場若衆内区
5	旭市立干潟小学校体育館	干潟区、干潟南区、八軒町区、神西区、川口二区
6	旭市立矢指小学校体育館	十日市場浜区、椎名内岡区、椎名内東町区、椎名内仲町区、椎名内西町区、東足洗区、西足洗岡区、西足洗浜区、野中区、足川岡区、足川浜区
7	旭市立富浦小学校体育館	仁玉岡区、仁玉浜区、中谷里岡区、中谷里浜区、川向区、神宮寺岡区、神宮寺浜区、井戸野浜区、駒込浜区
8	旭市立豊畑小学校体育館	井戸野上通り区、井戸野中通り区、井戸野下通り区、川口区、泉川区、駒込岡区、大塚原区
9	旭市立共和小学校体育館	新町上町区、新町仲町区、新町下町第一区、新町下町第二区、小川区、溜下区、元締区、宮本区、谷町場区、西琴田区
10	旭市立琴田小学校体育館	中琴田区、東琴田区、江ヶ崎区、江ヶ崎西町区
11	旭市立鶴巻小学校体育館	見広区、大間手区、倉橋区、蛇園区
12	旭市立滝郷小学校体育館	清滝区、幾世区、松ヶ谷区、岩井区
13	海上公民館	広原東区、広原仲区、広原南区、広原西区、後草区、高生区、琴田区、沖区、高見台団地自治会
14	旭市立飯岡小学校東校舎1階	上永井区、南町区、永井岡区、東町区、西上町区、西下町区、横根東浜区、本町区、川端町区、小網町区、広網町区、大崎町区、並木町区、飯岡岡区
15	飯岡保健センター	八軒町区、行内区、平松岡区、平松浜区、横根岡区、横根西浜区、萩園区、双葉町区、塙東町区、塙西町区、塙新町区
16	旭市立三川小学校体育館	曾根区、目那区、犬林区、上宿区、後区、下宿区、浜区、県営飯岡団地
17	萬歳地区多目的研修センター	萬歳1区、萬歳2区、萬歳3区、萬歳4区、関戸区、溝原区、櫻井区
18	旭市干潟支所	中1～13区
19	コミュニティセンター	西1～18区

※投票所が36か所から19か所に変更となりました。今までと投票所が変わる場合がありますので、必ず入場券を確認してください。

問い合わせ先
旭市選挙管理委員会(総務課
庶務行政班内)

☎ 62・5310

多くの人が政治に関心を持ち選挙に参加することが、社会に参画していくということにつながります。住みよいまちにするために、積極的に選挙に行きましょう。

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に届きやすくするため、今回の選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。市内でも新たに約1、300人が投票できるようになります。

18歳の声を政治に

制度を利用したい人は、早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。また遠隔地に滞在中の人などで不在者投票ができる制度もあります。

(身体障害者手帳または戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害がある人)や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。また遠隔地に滞在中の人などで不在者投票ができる制度もあります。